

日医発第 1755 号（地域）
令和 6 年 1 月 8 日

都道府県医師会 担当理事殿

公益社団法人日本医師会
常任理事 細川 秀一
(公印省略)

令和 6 年能登半島地震に係る救急救命士の特定行為の取扱いについて

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

今般、厚生労働省医政局地域医療計画課より本会に対し、事務連絡「救急救命士の特定行為の取扱いについて」が発出され、周知方依頼がありました。

本事務連絡では、「救急救命士法は今般のような緊急事態下では、通信事情等の問題から医師の具体的指示が得られない場合について、重度傷病者に対し、医師の具体的指示を必要とする救急救命処置を行うことは、刑法第 35 条に規定する正当業務行為として違法性が阻却され得るものとする」という当課の考えが記されており、現地の実情を踏まえ適宜対処することとなっております。

なお、平成 23 年東北地方太平洋沖地震及び、平成 28 年熊本地震においても、同様の事務連絡が発出されております。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただくとともに、貴会管下関係医療機関等への周知いただき、被災地支援が円滑に実施されるよう、ご高配賜りますようお願い申し上げます。

以上

事 務 連 絡
令和 6 年 1 月 4 日

公益社団法人 日本医師会 御中

厚生労働省医政局地域医療計画課

救急救命士の特定行為の取扱いについて

今般の令和 6 年能登半島地震に係る医療活動の中で、救急救命士が医師の具体的指示を必要とする救急救命処置を行うことに対する当課の考えを、別添のとおり、各都道府県衛生主管部（局）に対し、事務連絡を発出しました。御了知の上、宜しく願います。

照会先

厚生労働省医政局 地域医療計画課

災害等緊急時医療・周産期医療等対策室 藤井、東

電話：03-5253-1111（内線 2556）

電話：03-3595-2185（直通）

FAX：03-3503-8562

事務連絡
令和6年1月4日

各都道府県衛生主管部（局） 御中

厚生労働省医政局地域医療計画課

救急救命士の特定行為の取扱いについて

今般の令和6年能登半島地震に係る医療活動の中で、救急救命士が医師の具体的指示を受けなければ行ってはならない救急救命処置を行うことに対する当課の考えは下記のとおりであるので、御了知の上、現地の実情を踏まえ適宜対処するとともに、関係者への周知方お願いする。

記

救急救命士法上、救急救命士は、医師の具体的な指示を受けなければ、厚生労働省令で定める救急救命処置を行ってはならないこととされている（救急救命士法第44条第1項）。

しかしながら、救急救命士法は今般のような緊急事態を想定しているものではなく、こうした事態の下では、通信事情等の問題から医師の具体的指示が得られない場合についても、重度傷病者に対し、医師の具体的指示を必要とする救急救命処置を行うことは、刑法第35条に規定する正当業務行為として違法性が阻却され得るものと考えられる。なお、この場合においても、通信事情や当該重度傷病者の状況等について詳細に記録及び保管し、メディカルコントロール体制の下で事後検証を行うことが望ましい。

照会先

厚生労働省医政局 地域医療計画課

災害等緊急時医療・周産期医療等対策室 藤井、東

電話：03-5253-1111（内線 2556、2628）

電話：03-3595-2185（直通）

FAX：03-3503-8562